

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係 TEL728-2111

不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住 所	電 話
女性人権保護団体くるみの会	東京都渋谷区道玄坂 1-17-6-922	03-6758-9170

1 市民からの相談件数 (平成 25 年 4 月 15 日現在)

相談件数	相 談 受 付 時 期
1 件	平成 25 年 4 月 10 日

2 相談状況

事業者にお金を支払った事例はありません。

相談者	相 談 事 例
50 代男性	今日封筒が届き、中には違法わいせつ物・無修正 DVD ビデオ・児童ポルノ等に製造販売に関与した複数のポルノ販売業者が警察の摘発を受けた。児童買春・児童ポルノ禁止法で違法わいせつ物の購入・所持行為は法律に抵触している。告訴を取り下げたい方は期日までに連絡するように書いてあり、期日を過ぎた場合には即時・即刻告訴すると書いてあった。身に覚えが無いので情報提供したい。

3 添付資料

市民に送付された不当請求文書

4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は 011-728-2121** です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。

ただし、面接相談は午後 4 時 30 分までとなっています。

